

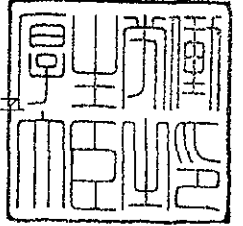
厚生労働省発職0328第4号

平成24年3月28日

労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働大臣 小宮山 洋子



別紙「雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱（案）（抄）

第一 雇用保険法施行規則の一部改正

五 両立支援助成金制度の改正

子育て期短時間勤務支援助成金について、次のように改正するものとする。

- (一) 常時雇用する労働者の数が百人以下の事業主に対する助成額について、短時間勤務の制度を利用した被保険者が最初に生じた場合には四十万円、二番目から五番目までに生じた場合には十五万円を支給するものとする。

- (二) 常時雇用する労働者の数が百人を超える事業主に対する助成額について、短時間勤務の制度を利用した被保険者が最初に生じた場合には三十万円、二番目から十番目までに生じた場合には十万円を支給するものとする。

- (三) 常時雇用する労働者の数が百人以下の事業主であって、その雇用する三歳に達するまでの子を養育する被保険者について短時間勤務の制度を設けたものに対する助成について、廃止するものとする。

## 第二 その他

- 一 この省令は、平成二十四年四月一日から施行するものとする。ただし、第一の五の(三)については、平成二十四年七月一日から施行するものとする。
- 二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めること。
- 三 その他所要の規定の整備を行うものとする。